

熊本大学病院 経営改革支援および業務・経営 分析改善業務
審査基準

I 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、国立大学法人熊本大学に設置された熊本大学病院 経営改革支援および業務・経営 分析改善業務企画競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）において企画提案書等及びプレゼンテーション（応募者数によっては、プレゼンテーションを開催しない場合がある。）により選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがある。

II 契約予定者の選定方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーション（応募者数によっては、プレゼンテーションを開催しない場合がある。）について、本審査基準に基づき審査を行い、一定の条件を満たす者を契約予定者として選定する。

III 評価方法

評価は、企画提案書等及びプレゼンテーション（応募者数によっては、プレゼンテーションを開催しない場合がある。）により、公募要領「3. 企画提案書等の提出方法等（4）提出する企画提案書等」に記載の各項目に対応する次の審査基準により評価し、選定委員会の各委員が評価した各項目の平均点数を合計したものを企画提案した者の得点とする。

| 公募要領「3. 企画提案書等の提出方法等（4）提出する企画提案書等」における対応番号 | | 評価できない | やや評価できない | 普通 | やや評価できる | 大変評価できる |
|--|-----|-------------------------------|----------|-----|---------|---------|
| ①企画提案書 | (A) | 0点 | 6点 | 12点 | 18点 | 25点 |
| | (B) | 0点 | 7点 | 15点 | 25点 | 35点 |
| ②実施体制図 | | 0点 | 3点 | 7点 | 11点 | 15点 |
| ③実績 | | 審査基準③のとおり | | | | |
| ④参考見積書 | | 事業規模額より大きい 0点 / 事業規模額と同額以下 5点 | | | | |
| ⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 | | 審査基準⑤のとおり | | | | |

【審査基準】

| 公募要領「4. 企画提案書等の提出方法等（4）提出する企画提案書等」における対応番号 | 審査基準 | 評点 | |
|--|---|----------------------------|------|
| | | 配点 | 合計 |
| ①企画提案書 | 【業務内容】 | 【60点】 | 100点 |
| | (A) 業務の内容が公募要領、仕様書の趣旨に沿ったものであるか | 25点 | |
| | (B) ノウハウ等を生かし、経営改善が期待できる提案であるか | 35点 | |
| ②実施体制図 | 【実施体制】 | 【15点】 | |
| | 業務を円滑かつ確実に遂行できる体制が整っているか | | |
| ③実績 | 【実績】 | 【15点】 | |
| | 実績について以下の点において評価する ・実績における特筆すべき取り組みが評価できるものであること ・700床以上の病床数を有する医療機関を対象とした業務改善支援業務を6か月以上継続して行った実績を有すること | 8点 7点 | |
| ④参考見積書 | 【見積額】 | 【5点】 | |
| | 事業規模額と同額以下となっているか | | |
| ⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 | 【ワーク・ライフ・バランス等の取組】 以下のいずれかの認定等があること。※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。 | 最大【5点】 | |
| | 女性活躍推進法に基づく認定通知書 ・えるぼし認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・えるぼし認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・えるぼし認定段階3 ・プラチナえるぼし認定 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成業務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） | 2点 3点 4点 5点 1点 | |
| | 次世代育成支援対策推進法に基づく認定通知書 ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） ・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） ・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和7年改正省令による改正 | 2点 3点 3点 3点 | |

| | | | |
|--|--|----------|--|
| | 後の次世代法施行規則第4条第1項第1号の規定に基づく認定)・プラチナくるみ ん認定 | 4点 5点 | |
| | 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 | 5点 | |
| | 上記に該当する認定等を有しない | 0点 | |